

杉並区立杉並第五小学校・若杉小学校統合協議会設置要綱

平成 18 年 5 月 10 日

18 杉教第 1605 号

改正 平成 18 年 6 月 9 日 18 杉教第 2944 号

(設置)

第 1 条 杉並区立杉並第五小学校（以下「杉並第五小学校」という。）と杉並区立若杉小学校（以下「若杉小学校」という。）の統合を円滑に進め、統合に伴い設置される小学校（以下「統合新校」という。）の開校に向けての検討を行うため、杉並区立杉並第五小学校・若杉小学校統合協議会（以下「統合協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 統合協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 統合新校の内容に関すること。
- (2) 統合新校の校舎建設に関すること。
- (3) その他統合の準備に関する必要な事項

(組織)

第 3 条 統合協議会は、教育長が委嘱又は任命する次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 杉並第五小学校長
- (2) 若杉小学校長
- (3) 杉並第五小学校副校長
- (4) 若杉小学校副校長
- (5) 杉並第五小学校通学区域内に存する町会及び自治会の代表 1 名
- (6) 若杉小学校通学区域内に存する町会及び自治会の代表 1 名
- (7) 杉並第五小学校保護者の代表 3 名
- (8) 若杉小学校保護者の代表 3 名
- (9) 杉並第五小学校学校評議員の代表 3 名
- (10) 若杉小学校学校評議員の代表 3 名
- (11) 杉並第五小学校教職員の代表 1 名
- (12) 若杉小学校教職員の代表 1 名
- (13) 教育委員会事務局学校適正配置担当部長

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、その任期を延長することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 統合協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、統合協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 統合協議会は、会長が招集する。

- 2 統合協議会は、必要があると認めたときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。
- 3 統合協議会の会議は、公開とする。ただし、統合協議会が決定したときは、非公開とすることができる。

(統合新校建設検討部会)

第7条 統合協議会に、統合新校の校舎建設の基本計画案を検討する、統合新校建設検討部会を置く。

- 2 統合新校建設検討部会は、教育長が委嘱する次に掲げる部会委員をもって組織する。
 - (1) 統合協議会委員
 - (2) 学識経験者 4名
 - (3) 体育指導委員の代表 1名
 - (4) 学校開放運営委員会の代表 2名
 - (5) 通学区域内の中学校長 1名
- 3 部会委員の任期は、委嘱の日から平成19年3月31日までとする。ただし、教育長が認めるときは、その任期を延長することができる。

(庶務)

第8条 統合協議会の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、統合協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月30日から施行する。

附 則 (平成18年6月9日18杉教第2944号)

この要綱は、平成18年6月13日から施行する。